

平成31年度税制改正による 中小企業向け設備投資関連税制

生産性向上に向けた設備投資を促すため、**即時・特別償却又は税額控除**を可能とする税制措置を**2年間延長**します。また、新たに、災害への事前対策を強化するため「**中小企業防災・減災投資促進税制**」を創設します。

計画認定を受けて経営力向上のための設備投資に取り組む場合

① 中小企業経営強化税制（経営力向上計画の認定が必要）

生産性を高める設備投資を支援し、稼ぐ力を向上させる取組を支援します。

※働き方改革に関連する設備についても適用対象であることを明確化します。

【対象設備】機械装置、ソフトウェア、工具、器具備品、建物附属設備

⇒**即時償却又は10%の税額控除**

資本金3,000万円超1億円以下の法人は税額控除7%

計画認定を受けた場合、補助金採択における加点対象となる場合があります。詳しくは公募要領をご確認ください。

機械装置等の生産性を高めるための設備投資に取り組む場合

② 中小企業投資促進税制

生産性を高める設備投資を支援します。

【対象設備】機械装置、ソフトウェア、測定工具・検査工具等

⇒**取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除**

資本金3,000万円超1億円以下の法人は30%の特別償却のみ適用可能（税額控除は適用不可）

店舗の魅力改善や業務改善のための器具・備品等の設備投資に取り組む場合

③ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制（アドバイス機関の指導書類が必要）

商業・サービス業などを営む中小企業の設備投資と経営改善を支援します。

【対象設備】器具備品、建物附属設備

⇒**取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除**

資本金3,000万円超1億円以下の法人は30%の特別償却のみ適用可能（税額控除は適用不可）

攻めの設備投資を実現するための設備投資関連税制の全体像

設備の種類	ソフトウェア	工具	機械装置	器具備品	建物附属設備
支援措置	① 中小企業経営強化税制 即時償却又は税額控除10%（※7%） ⇒ 延長・強化			生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資	
	② 中小企業投資促進税制 30%特別償却又は税額控除7%（※30%特別償却のみ適用） ⇒ 延長			③ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 30%特別償却又は税額控除7%（※30%特別償却のみ適用） ⇒ 延長	

※は資本金3,000万円超1億円以下の法人。対象設備については制度ごとに取得価額の要件があります。

災害への事前対策強化のための設備投資に取り組む場合

④ 中小企業防災・減災投資促進税制【新設】（計画の認定が必要）

災害への事前対策を強化するための取組を支援します。

【対象設備】防災・減災に資する機械装置、器具備品、建物附属設備

⇒**取得価額の20%の特別償却**

税制に関する問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821（平日9:30-17:00）